

社会保険 Q&A

「教えて城間先生!!」

Vol.25

社会保険にまつわる相談をQ&A形式でお伝えします。

今回は、雇用保険高年齢被保険者の退職に伴う

高年齢求職者給付金についてです。



従業員



私は65歳から現在の会社に就職し、67歳で退職しました。再就職をするまでの間、求職者給付を受給したいと思っていますが、高年齢者にも基本手当は支給されるのでしょうか？



城間先生

平成29年1月1日の雇用保険法改正により、65歳以上の被保険者であって、日雇労働被保険者以外の被保険者を「高年齢被保険者」と呼ぶようになりました。つまり、65歳になる前日から引き続いて同一の事業所に雇用されている人も、65歳以降に新たに雇用された人も、高年齢被保険者となります。離職した場合は、基本手当に代わり「高年齢求職者給付金」として一時金が受けられます。

「高年齢求職者給付金」の支給要件は、原則として退職日以前1年間に被保険者期間が6ヶ月以上あることです。支給日数は下記の表のとおり被保険者期間に応じ一時金として支給されます。

算定基礎期間	1年以上	1年未満
給付日数	50日	30日

相談者の場合、被保険者期間が1年以上であり、基本手当日額×50日の給付金が一時金として支給されます。

「高年齢求職者給付金」を受給するには、離職日の翌日から1年内に居住地の管轄公共職業安定所へ出頭し、求職の申込みをして失業の認定を受けなければなりません。

「高年齢求職者給付金」は基本手当とは異なりますので、失業の認定日に失業状態にあれば受けられます。翌日から就職したとしても返還の必要はありません。

なお、失業の状態とは被保険者が離職し、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、職業に就くことが出来ない状態にあることをいいます。失業の状態にあるかどうかは、ハローワークが個人の具体的な状況について職業相談の面接過程などを通じて判断することになっています。

離職理由が自己都合によるものであれば、待期期間7日と給付制限2カ月または3カ月経過後に認定日を指定され、支給されます。事業主の都合による離職であれば給付制限はありません。また、基本手当と異なり老齢厚生年金との支給調整もありません。

その他社会保険にまつわるご質問はお気軽に下記まで！

社会保険労務士が、社会保険の分からないことについてお答えします。

無料電話相談

△社会保険の制度や事務手続きの疑問点について電話相談を行います。

1月：10日（金）・17日（金）・24日（金）・31日（金） 毎週金曜日

2月：7日（金）・14日（金）・21日（金）・28日（金） 各午後1時から午後5時まで

担当 特定社会保険労務士 城間 洋子氏

△電話番号 沖縄県社会保険協会 ☎098-861-2681

